

令和元年12月9日

報道機関各位

観光・交流部観光企画課長  
都市整備部都市計画課長



## 「機那サフラン酒本舗」来年7月のプレオープンに向けて 管理・運営を委託する民間事業者を公募

長岡市は、現在摂田屋地区において「機那サフラン酒本舗」を活用した情報発信・交流拠点の整備を進めています。

今後、民間事業者と連携した建物の改修および施設の管理・運営を行うにあたり、令和2年度からの管理運營業務委託に向けて、委託する民間事業者の公募を本日より始めました。

つきましては、下記のとおり概要をお知らせしますので、周知にご協力いただくとともに、取材くださいますようお願いいたします。

### 「機那サフラン酒本舗」管理運営委託事業者の公募

1 委託業務 施設の観光事業・施設管理に関する業務

2 委託期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日

3 選定方法 簡易型プロポーザル方式による公募

#### 4 公募期間

参加表明書提出期限 令和元年12月27日まで

応募書類提出期限 令和2年1月27日まで

#### 5 委託方法

全体整備計画の実現に必要なノウハウ\*を持つ民間事業者一者に、全ての業務を包括業務委託します。

#### ※必要なノウハウ

- ・「醸造のまち摂田屋」、「機那サフラン酒本舗」の魅力を理解していること。
- ・計画を実現するためのアイデアやそれを具現化する能力が備わっていること。
- ・施設の管理運営能力（再委託含む）が備わっていること。

#### 6 その他

- ・今後のスケジュールなど詳細は別紙：1ページをご参照ください。
- ・募集要項は、市ホームページに掲載しています。

(<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/sangyou/cate09/propo/h31propo.html>)

### 【参考】今後の整備について（別紙：2～4ページ参照）

○全体整備計画（案）をもとに、段階的に整備します。

○建物改修にあたっては、民間活力を積極的に取り入れ、市の負担軽減を図ります。

問い合わせ：

事業者公募に関すること：観光企画課 星野 Tel 0258-39-2344

今後の整備に関すること：都市計画課 相田 Tel 0258-39-2225

## 「機那サフラン酒本舗」の整備と運営について

1. 民間事業者の公募について
2. 整備・運営スケジュール（案）
3. 全体整備計画（案）
4. 今後の整備について

令和元年12月

観光・交流部 観光企画課  
都市整備部 都市計画課

# 「機那サフラン酒本舗」の整備と運営について

## 1. 民間事業者の公募について

### 1-1. 選定・委託方法等

項目	内容
選定方法	簡易型プロポーザル方式による公募
委託方法	全ての業務を一者に「包括業務委託」
業務概要	①本施設の観光事業・施設管理に関する業務の実施 ②本施設の効果的・効率的な運営に向けた提案
建造物敷地範囲	全ての建物・敷地（未整備部分含む）
委託期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日（単年）
備考	○整備の初期段階は、建物や業務内容等が適宜追加・変更されるため、委託期間は単年とする。 ○第1期整備（R2～R6）の進捗により、入館料等の使用料徴収等に関する業務が行われる段階で、「利益還元納付金」を導入する指定管理者制度への移行を検討。

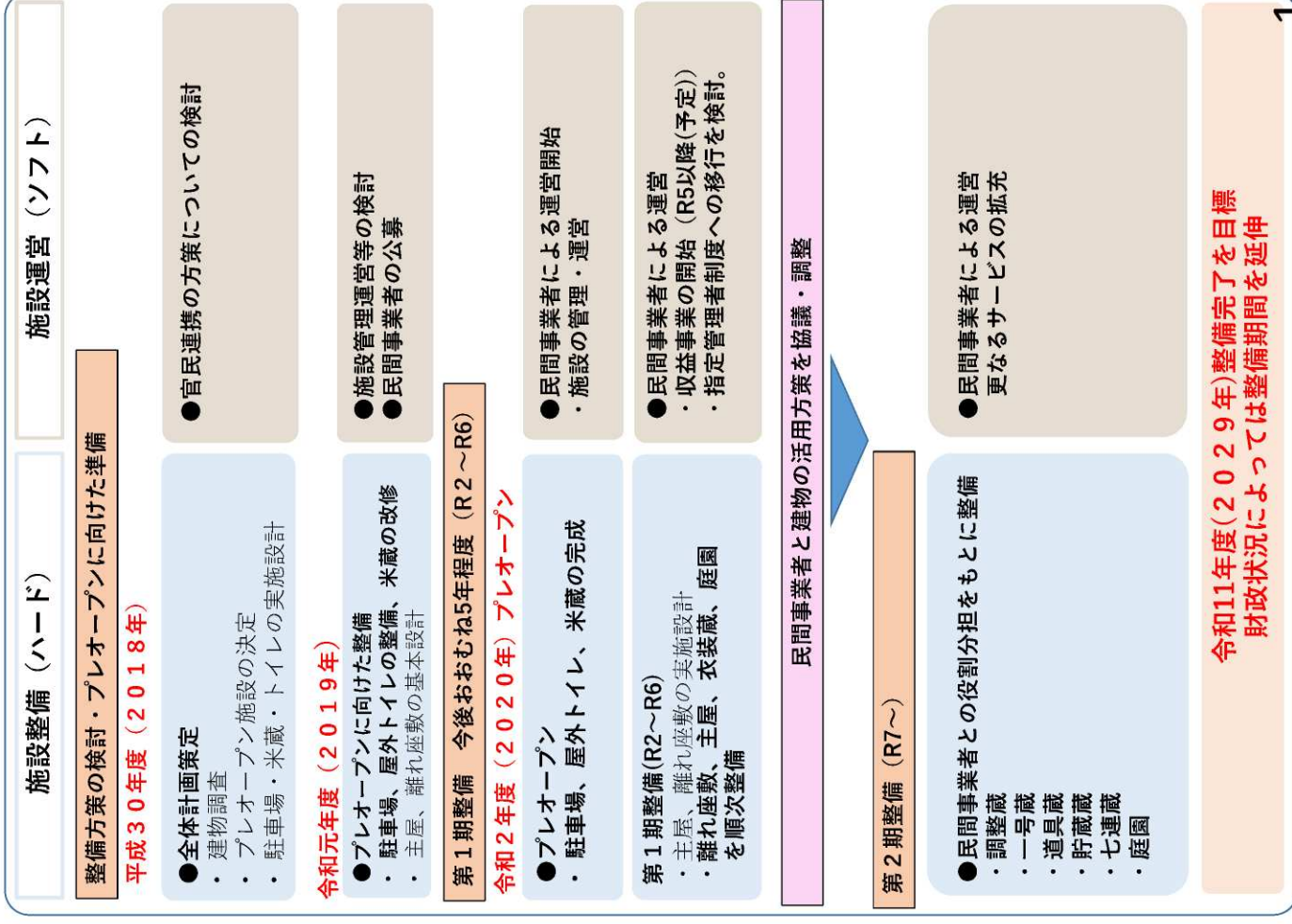
### 1-2. 委託業務内容

項目	内容
観光事業	○観光案内所運営 ○休憩所運営 ○施設見学対応 ○広告・宣伝業務 など
管理事業	○建物警備業務 ○清掃業務 ○付属設備の維持管理・保守管理点検 など

### 1-3. 今後の主なスケジュール

時期	内容
令和元年12月上旬	公募に関する公告開始
令和2年1月下旬～2月上旬	民間事業者の特定
令和2年4月1日	契約締結・運営開始

## 2. 整備・運営スケジュール（案）

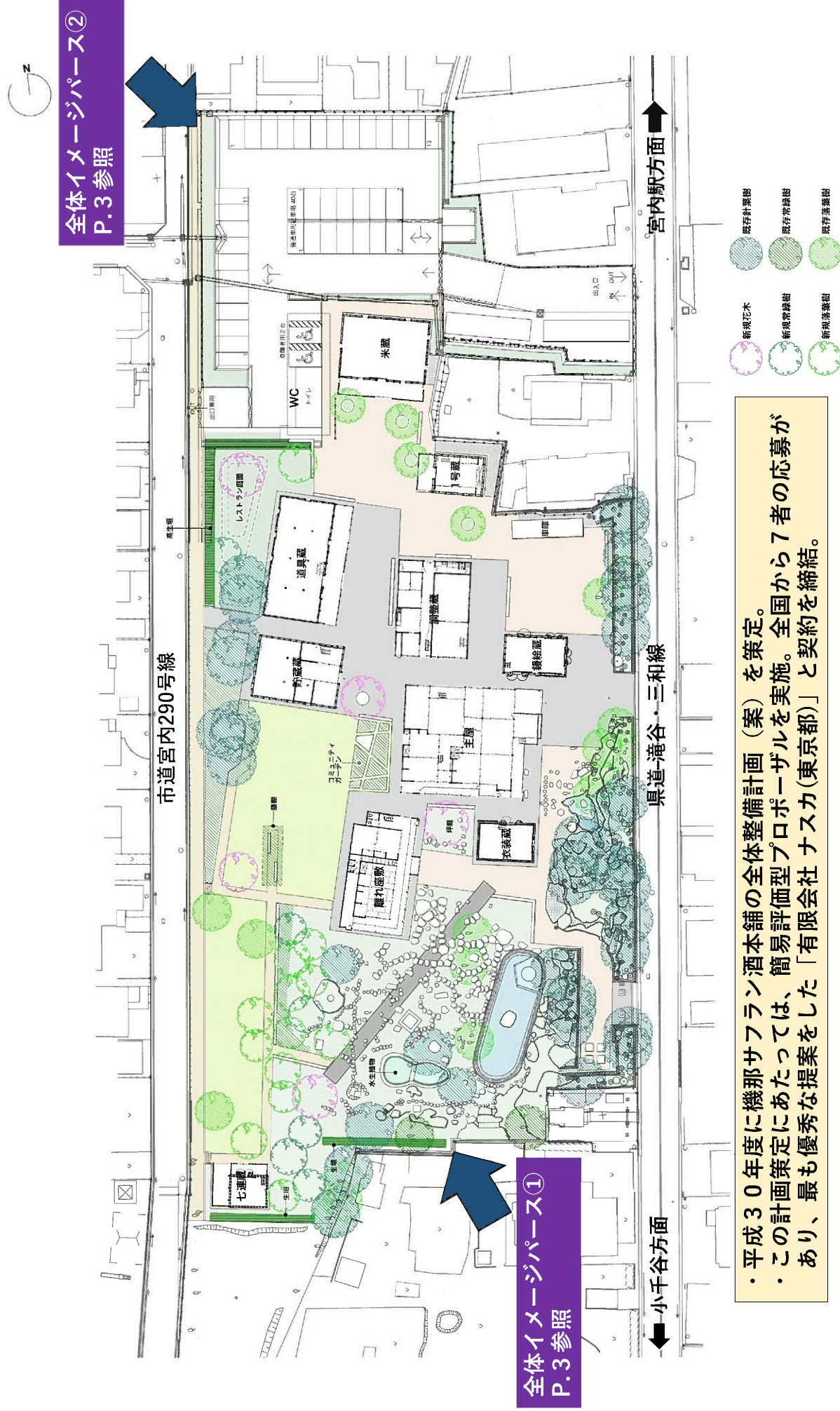




# 「機那サフラン酒本舗」の整備と運営について

## 3.全体整備計画（案）

### ランドスケープマスタープラン





「機那サフラン酒本舗」の整備と運営について

全体イメージパース①



庭園側(南側)から見た敷地全体のイメージ

全体イメージパース②



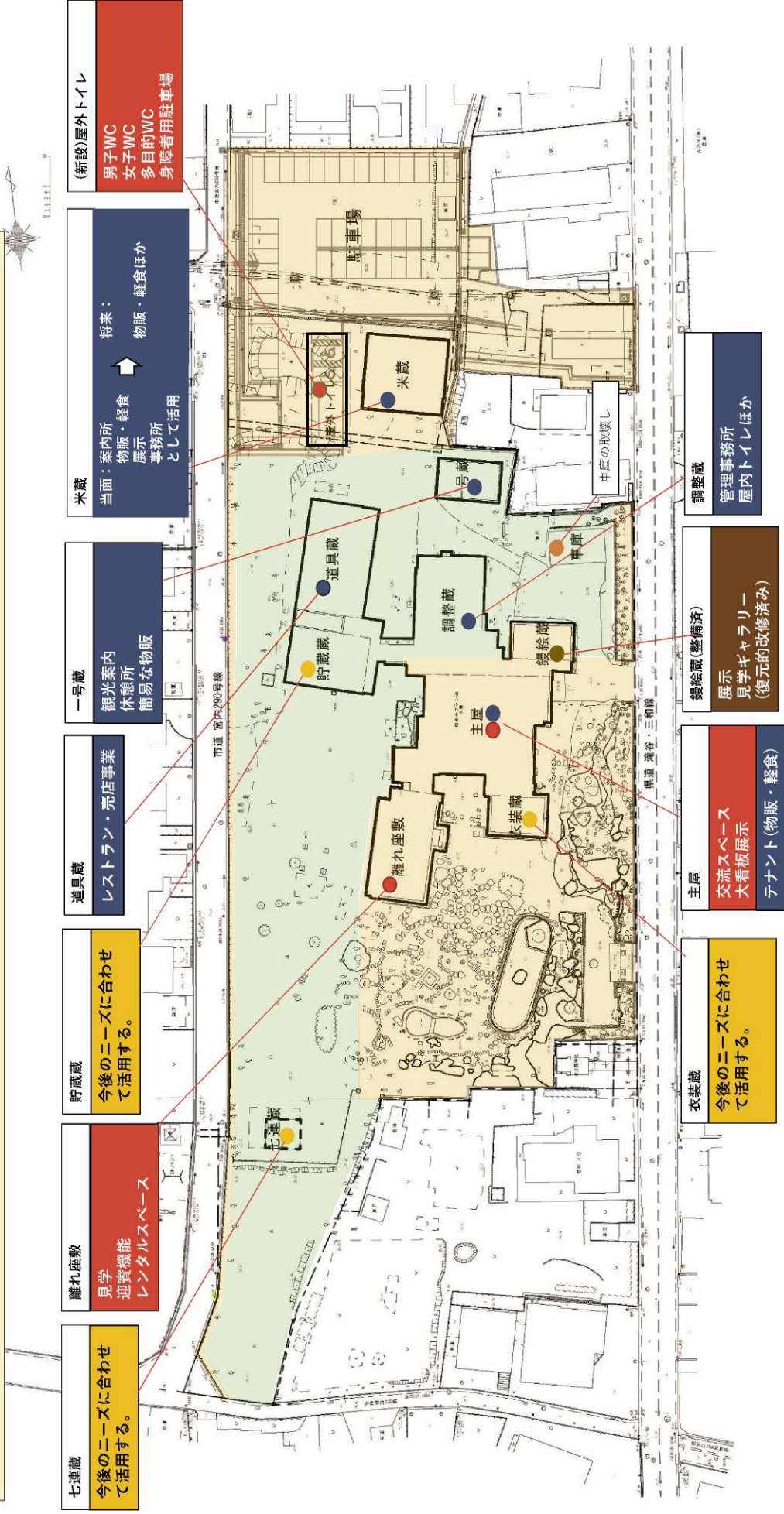
駐車場側(北側)から見た敷地全体のイメージ



# 「機那サフラン酒本舗」の整備と運営について

## 2. 今後の整備について

- ・建物や庭園については、2期に分けて段階的な改修・整備を行います。
- ・建築物群としての歴史・文化的価値を考慮し、第1期整備に着手します。
- ・第2期整備については、管理・運営を行う民間事業者と協議・調整のもと、今後の活用方策や整備費を考慮して、全ての建物を改修するか否かの判断を行います。



- : 建物の躯体と内装を市が整備(復元)
- : 建物の躯体は市、内装は民間事業者が整備
- : 整備については、民間事業者との協議・調整により決定

- : 第1期整備 令和2~令和6
- : 第2期整備 令和7~